

大内すこやか保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人光善会
所 在 地	山口市大内矢田北三丁目22番11号
電 話 番 号	083 — 941 — 1150
代表者氏名	理事長 野瀬 橘子

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	大内すこやか保育園
施設の所在地	山口市大内矢田北三丁目22番11号
連絡先	電話番号 083 — 941 — 1150 FAX 083 — 941 — 1152
管理 者	園長 加藤 麗子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	2号認定…3歳児25人 4歳児25人 5歳児25人 3号認定…0歳児12人 1歳児24人 2歳児24人
開設年月日	平成 18 年 10 月 1 日

3 保育目標・運営方針

21世紀の今日、たくましい次世代の担い手となる子どもを育むために、保護者や地域社会と力を合わせて保育します。

また、益々進んでいく高齢化・少子化時代のニーズに応える保育と、細心の健康管理を行い、子どもの健康な体と心づくりに努め、保護者への子育て支援も充実させ、園児一人ひとりの個性豊かな成長発達をサポートします。

さらに、質の高い個性ある保育と運営のために、当園は園児及び保護者と保育士(園)間の信頼を深め、個々の人権とプライバシーの保護を尊重し、園児たちに最善の利益を与え、福祉の増進を図ります。

なお、産休明け乳児、要配慮児、延長及び緊急一時、地域子育て支援等についても、保育の目標と運営方針は同じ理念に基づいて行います。

◎ 保育目標

④ ・・・ すぐすくと育ち

⑤ ・・・ こころ豊かで

⑥ ・・・ やる気たっぷり

⑦ ・・・ がんばる子ども

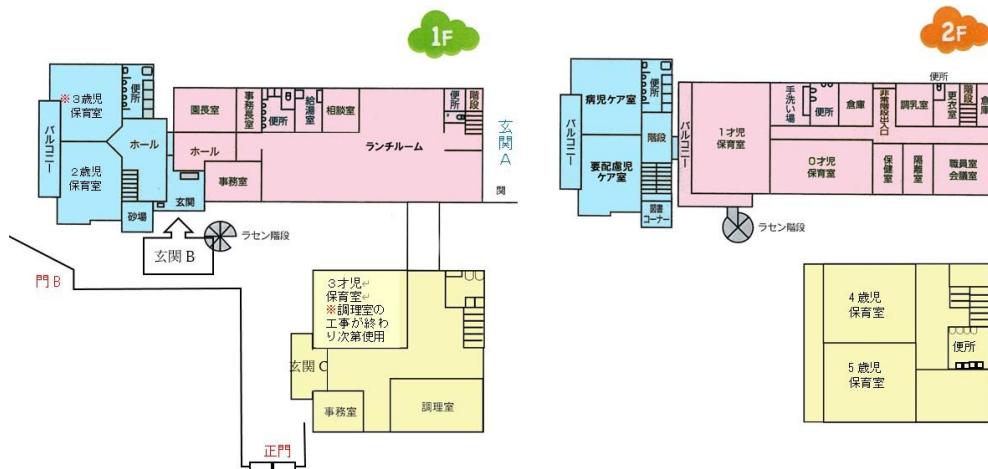
を育む

4 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	3343. 20m ²
	敷地の内訳	園舎敷地802. 32m ² その他の遊び場 2540. 88m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造2階建【A棟】 鉄骨造一部3階建【B棟】鉄筋コンクリート造2階建【C棟】
	延べ面積	1437. 77m ²

(2) 主な設備



5 職員の設置状況

職種	常勤	常勤パート	パート	備考
園長	1			
主任保育士	1			
副主任保育士	1			
保育士	11	2	5	
栄養士・調理師	2	1		
看護師		1		
事務員	1		2	
保育補助・支援	1	1	3	

※本園では、「山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月22日山口市条例第29号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	
主任保育士・副主任保育士	
保育士	開所時間のうち 8 時間勤務
栄養士・調理師・調理員	
看護師	
事務員	

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

6 保育を提供する日時

・通常保育：月曜日～金曜日 7:00～18:00（延長保育 18:00～19:00）

・土曜保育：土曜日 7:30～17:30

・特別保育：年度末・お盆・年末年始に実施します。

※年末年始(12月31日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

※当園は体調不良児(病気が完全に回復していない子・まだ感染力が残っている子・ケガが完全に治癒していない子等)は、お預かり致しません。

7 保育認定の種類と保育時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から18時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

8 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定保育の提供

7-(1)(2)に記載する特定保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分～	11時～	15時～	
1歳児	9時45分～	11時～	15時～	
2歳児	9時45分～	11時30分～	15時～	
3歳児		11時30分～	15時～	
4歳児		12時～	15時～	
5歳児		12時～	15時～	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギーで除去する食材があれば、医療機関で診察等を受け、食物アレルギー生活管理指導表を作成してもらって必ず提出してください。

9 利用料金

(1) 利用者の保育料負担金

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

※R6年9月より、第二子以降の利用者負担額の無償化実施。

(2) 保育の提供に要する実費の利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、下表に掲げる費用を負担していただきます。お支払い方法については、別途お知らせします。

利用者負担金

給食費(3歳～5歳児対象)※1	副食費有料児 月額7,500円	副食費無料児 月額2,700円※2
延長保育料	園児1名1回につき200円(18:00～19:00)	
父母の会会費	園児1名につき月額500円	
保育材料及びその他物品購入費	その都度、実費を徴収します。(別表1に記載)	

※1 入院等の長期(月11日以上)欠席した場合は、1／2に減額調整します。

※2 年収約360万円未満世帯の子どもと、全ての世帯の就学前の第3子以降の子どもは、給食費の1部(副食費4,800円)が免除されています。なお、対象者は、市から通知されます。

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 児童が小学校に就学したとき
- (2) 保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘴託医

本園は、以下の医療機関と嘴託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	医療法人社団 野瀬内科小児科
院長	野瀬 善夫
所在地	山口市大内長野1569-1
電話番号	083-927-2655

(2)

医療機関の名称	大内宇都宮歯科医院
院長	宇都宮 和寿
所在地	山口市大内矢田北一丁目18-25
電話番号	083-927-3618

12 緊急時の対応

保育中の園児に事故や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに保護者へ連絡するとともに、必要に応じて応急処置等の対応を行い、医療機関及び緊急連絡先へ連絡します。

※お子様の病状の悪化リスクと早期発見早期治療の為すみやかにお迎えください。連絡後1時間を経過してお迎えがない場合、500円/時徴収させていただきます。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長または主任 ・ご利用時間 9:00~17:00 ・電話番号 083-941-1150 ・FAX 083-941-1152 担当者が不在の場合は、本園の他の職員が対応いたします。
第三者委員 (苦情調停委員)	田村 和子
	電話番号 083-923-7353 役職・肩書等:元市立小学校校長
溝部 静政	電話番号 083-927-0003 役職・肩書等:法人監事

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 ・ガス漏れ報知機 ・避難用シーター ・誘導灯 ・非常警報装置 ・防災シャッター
避難・消火訓練	現行の消防法に基づいて、避難及び消火の訓練を実施し、消防監査を受け、報告を行っている。

15 利用者に対しての保険

本園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付制度 (独立行政法人日本スポーツ振興センター及び全国私立保育園連盟)
保険の内容	医療費給付金 障害見舞金 死亡見舞金